

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年を上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年の一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴

い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返され

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるように、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により10月1日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃

金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築すること

を要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和 53 年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成 14 年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成 14 年度以降時間額で示すこととなっている。

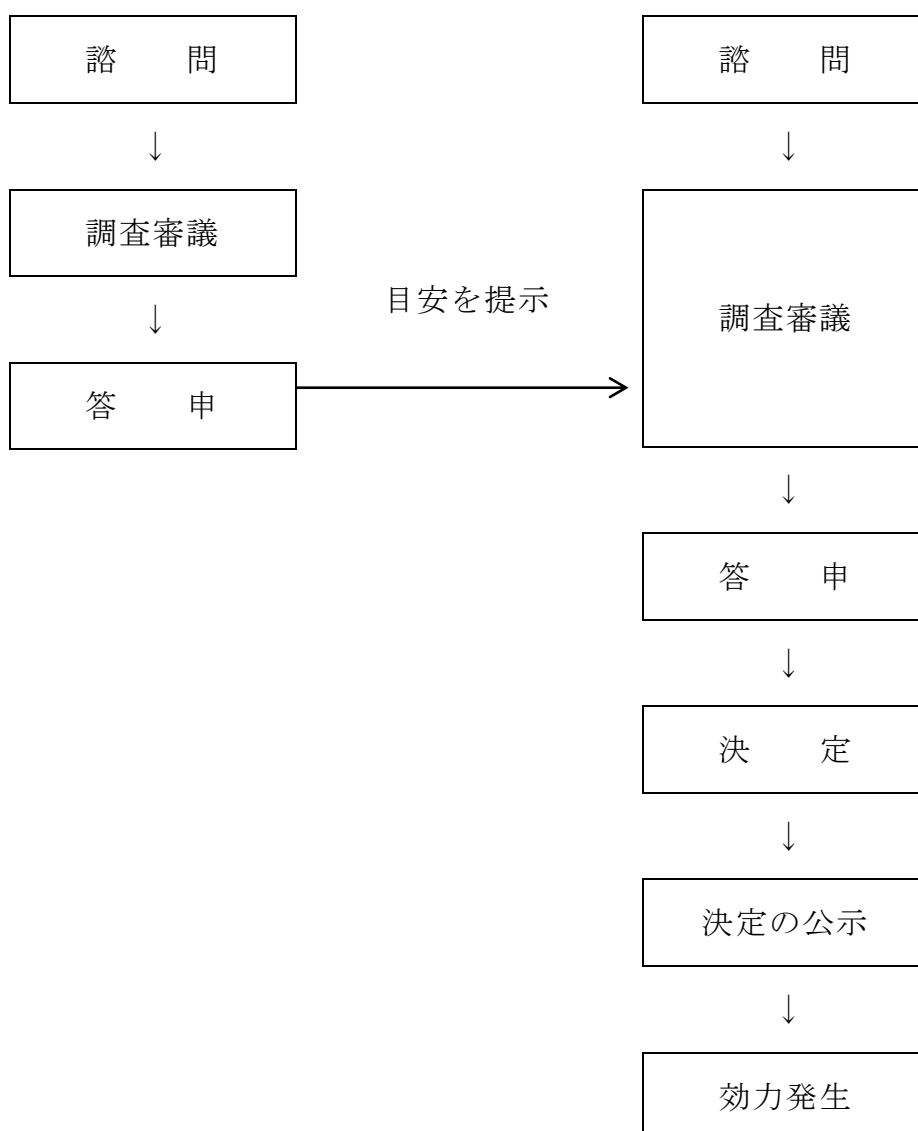
目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】



地域別最低賃金の全国加重平均額と上げ率の推移

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
最低賃金額										
時間額 (円)	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
対前年度引上げ額 (円)	18	25 (※)	25	26	27	1	28	31	43 (※)	51
(前年度比) (%)	(2.31)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)	(0.11)	(3.10)	(3.33)	(4.48)	(5.08)

(注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 ()内は引上げ率 (%) を示す。

3 (※) は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分
(平成28年度、令和5年度は+1円)が含まれる。

令和6年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額（単位：円）	発効年月日
A	東 京	1,163	令和6年10月1日
	神 奈 川	1,162	令和6年10月1日
	大 阪	1,114	令和6年10月1日
	埼 玉	1,078	令和6年10月1日
	愛 知	1,077	令和6年10月1日
	千 葉	1,076	令和6年10月1日
B	京 都	1,058	令和6年10月1日
	兵 庫	1,052	令和6年10月1日
	静 岡	1,034	令和6年10月1日
	三 重	1,023	令和6年10月1日
	広 島	1,020	令和6年10月1日
	滋 賀	1,017	令和6年10月1日
	北 海 道	1,010	令和6年10月1日
	栃 木	1,004	令和6年10月1日
	茨 城	1,005	令和6年10月1日
	岐 阜	1,001	令和6年10月1日
	富 山	998	令和6年10月1日
	長 野	998	令和6年10月1日
	福 岡	992	令和6年10月5日
	山 梨	988	令和6年10月1日
	奈 良	986	令和6年10月1日
	群 馬	985	令和6年10月4日
	石 川	984	令和6年10月5日
	岡 山	982	令和6年10月2日
	新 潟	985	令和6年10月1日
	福 井	984	令和6年10月5日
	和 歌 山	980	令和6年10月1日
	山 口	979	令和6年10月1日
	宮 城	973	令和6年10月1日
	香 川	970	令和6年10月2日
	島 根	962	令和6年10月12日
	福 島	955	令和6年10月5日
愛 媛	956	令和6年10月13日	
徳 島	980	令和6年11月1日	
C	山 形	955	令和6年10月19日
	鳥 取	957	令和6年10月5日
	佐 賀	956	令和6年10月17日
	大 分	954	令和6年10月5日
	青 森	953	令和6年10月5日
	長 崎	953	令和6年10月12日
	熊 本	952	令和6年10月5日
	秋 田	951	令和6年10月1日
	高 知	952	令和6年10月9日
	宮 崎	952	令和6年10月5日
	鹿 児 島	953	令和6年10月5日
	沖 縄	952	令和6年10月9日
	岩 手	952	令和6年10月27日

令和7年7月11日

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

戎 野 淑 子	立正大学経済学部教授
権 丈 英 子	亜細亜大学経済学部長・教授
小 西 康 之	明治大学法学部教授
首 藤 若 菜	立教大学経済学部教授
藤 村 博 之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松 浦 民 恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

池 田 智香子	全日本自動車産業労働組合総連合会 中央執行委員
伊 藤 彰 英	日本基幹産業労働組合連合会 企画調査部部長
永 井 幸 子	UAゼンセン副書記長
仁 平 章	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 野 覚	JAM労働・調査グループ長
水 崎 恵 一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

(使用者側委員)

大 下 英 和	日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間 一 浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志 賀 律 子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
土 井 和 雄	全国商工会連合会中小企業問題研究所長
新 田 秀 司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

目安に関する小委員会委員名簿

(公益委員)

戒 野 淑 子	小 西 康 之
首 藤 若 菜	藤 村 博 之

(労働者側委員)

伊 藤 彰 英	永 井 幸 子
仁 平 章	水 崎 恵 一

(使用者側委員)

大 下 英 和	佐久間 一 浩
土 井 和 雄	新 田 秀 司

(注) 名簿は五十音順である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（持家の帰属家賃を除く総合・都道府県別）

（単位：％）

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9
北海道	8,748	2.6	3.0	3.8	4.3	3.9	4.2	4.3	4.1	3.6	3.7
青森県	8,467	1.9	2.6	3.6	4.9	4.5	4.3	4.1	4.1	3.5	3.7
岩手県	8,856	2.6	3.3	3.9	4.3	3.9	4.1	3.8	3.7	3.7	3.7
宮城県	8,856	2.4	3.5	4.3	5.0	4.4	4.4	4.3	4.1	3.9	4.0
秋田県	8,581	2.0	3.2	4.1	4.8	4.5	3.8	3.4	3.3	2.9	3.6
山形県	8,615	3.0	3.9	4.6	5.2	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5	4.1
福島県	8,626	1.9	2.7	3.8	4.2	4.0	4.1	3.6	3.7	3.1	3.5
茨城県	8,590	2.4	3.8	3.9	4.8	4.9	4.5	4.1	4.3	4.1	4.1
栃木県	8,504	2.3	3.2	4.4	4.7	4.2	4.1	4.0	3.3	2.9	3.7
群馬県	8,354	2.0	2.4	3.3	4.3	4.3	4.2	3.7	3.4	3.3	3.4
埼玉県	7,958	2.4	3.1	4.0	4.4	3.9	3.9	3.6	3.6	3.2	3.6
千葉県	8,283	2.3	2.9	3.7	4.2	3.9	3.8	3.4	3.5	3.6	3.5
東京都	8,000	2.1	3.0	3.7	4.0	3.3	3.4	4.0	3.9	3.5	3.5
神奈川県	7,915	2.9	3.8	4.7	4.7	4.1	4.1	3.7	3.9	3.8	4.0
新潟県	8,412	2.5	3.1	4.3	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3	3.8	4.1
富山県	8,827	2.1	2.8	3.5	4.3	4.0	4.3	3.9	3.9	3.6	3.6
石川県	8,581	2.6	3.4	4.3	4.4	4.6	4.6	4.4	3.9	3.8	4.0
福井県	8,134	2.6	3.3	4.4	5.5	4.7	4.9	4.3	3.7	3.7	4.1
山梨県	8,787	2.6	3.1	3.9	5.0	4.2	4.4	4.0	4.0	3.2	3.8
長野県	8,653	3.0	3.7	4.2	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5	3.2	3.8
岐阜県	8,315	3.6	4.1	5.0	5.6	5.0	4.8	4.3	4.8	4.3	4.6
静岡県	8,579	2.7	3.7	4.6	5.0	4.5	4.2	3.7	3.7	4.0	4.0
愛知県	8,660	2.9	3.6	4.8	5.1	4.5	4.3	3.9	4.2	3.9	4.1
三重県	8,471	2.8	3.8	4.6	4.2	4.3	4.2	3.6	3.5	3.1	3.8
滋賀県	8,738	2.1	3.2	3.8	4.1	3.7	3.5	3.3	3.4	2.9	3.4
京都府	8,365	2.8	3.5	4.4	5.1	4.6	4.4	4.3	4.0	4.3	4.1
大阪府	8,459	3.3	4.0	5.0	4.8	4.2	4.4	4.5	4.2	4.1	4.3
兵庫県	8,543	2.7	3.5	4.3	4.8	4.4	4.0	4.0	4.3	3.9	4.0
奈良県	8,561	3.2	4.0	4.7	5.2	4.6	4.4	3.6	3.3	3.5	4.0
和歌山県	8,292	2.6	3.0	3.5	4.1	4.2	4.5	4.5	4.2	3.8	3.8
鳥取県	8,689	2.6	3.4	3.7	4.0	4.2	4.0	3.8	3.5	3.4	3.6
島根県	8,743	2.8	3.0	3.3	4.5	4.3	4.0	3.6	3.1	2.0	3.4
岡山県	8,750	2.8	3.3	3.9	4.7	4.3	4.4	4.3	4.0	3.7	4.0
広島県	8,638	2.4	3.4	4.4	4.5	4.3	4.5	4.7	4.2	3.6	4.0
山口県	8,856	3.0	3.3	4.0	4.8	4.2	4.7	3.9	3.7	3.2	3.8
徳島県	8,628	2.6	3.6	4.0	4.5	4.1	3.9	3.6	3.6	3.4	3.7
香川県	8,619	2.4	3.3	3.9	4.4	4.1	3.8	4.0	3.0	3.0	3.5
愛媛県	8,423	2.3	3.0	3.8	4.1	4.0	4.3	3.6	3.4	3.0	3.5
高知県	8,726	2.7	3.6	4.0	5.1	4.3	4.6	4.4	4.2	4.1	4.1
福岡県	9,071	2.9	3.9	4.3	4.8	4.3	4.3	4.0	4.3	4.0	4.1
佐賀県	8,763	2.7	3.3	4.3	4.7	4.6	4.7	4.8	5.0	4.9	4.3
長崎県	8,540	3.0	3.6	4.8	5.4	4.6	4.6	4.6	4.4	4.1	4.3
熊本県	9,021	3.3	3.7	4.4	5.1	4.6	4.6	3.9	3.7	3.8	4.1
大分県	8,544	3.3	3.7	4.2	4.6	4.1	4.1	4.0	3.8	3.8	4.0
宮崎県	8,948	3.1	4.0	4.8	5.2	5.0	4.7	4.4	4.3	4.1	4.4
鹿児島県	8,540	3.8	4.7	5.7	6.2	5.1	4.9	4.7	4.4	4.6	4.9
沖縄県	8,585	3.8	4.0	5.1	5.6	5.1	5.0	4.4	4.0	4.4	4.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

2 「2024年10月～2025年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（食料・都道府県別）

（単位：％）

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4
北海道	2,597	3.3	3.8	6.0	7.4	6.8	7.2	6.8	6.1	6.5	6.0
青森県	2,795	2.2	3.6	4.6	6.8	5.8	5.6	5.4	5.7	5.8	5.0
岩手県	2,714	4.2	4.9	6.0	7.4	6.7	7.0	6.7	5.9	7.1	6.2
宮城県	2,941	3.2	4.6	6.5	7.5	7.3	7.3	6.6	6.2	6.7	6.2
秋田県	2,739	3.0	4.5	6.5	6.9	7.5	5.8	5.0	5.0	5.1	5.5
山形県	2,627	4.4	6.2	8.1	9.3	8.6	7.8	7.1	7.7	8.7	7.6
福島県	2,781	3.0	4.1	5.9	7.2	7.0	7.0	5.7	5.9	5.6	5.7
茨城県	2,613	2.7	5.8	5.6	8.5	9.1	8.5	6.0	6.7	7.4	6.7
栃木県	2,624	2.8	4.7	7.6	8.4	7.7	6.9	6.2	4.6	5.3	6.0
群馬県	2,656	2.3	2.9	4.8	6.9	7.2	7.1	4.9	5.5	5.6	5.2
埼玉県	2,340	3.0	4.1	6.1	7.4	7.0	6.6	5.2	6.4	6.0	5.7
千葉県	2,541	3.0	3.9	5.1	6.7	6.6	6.2	5.3	5.3	6.6	5.4
東京都	2,529	3.5	4.9	6.2	7.6	7.0	6.8	6.0	5.8	6.3	6.0
神奈川県	2,509	3.5	5.4	6.7	8.4	8.3	8.0	6.2	7.2	8.1	6.9
新潟県	2,568	2.9	2.9	6.0	7.3	8.0	7.2	6.1	5.4	6.0	5.7
富山県	2,697	2.4	4.2	5.1	7.0	7.5	7.3	6.3	7.0	7.1	6.0
石川県	2,546	4.4	5.8	7.3	7.8	9.2	8.6	7.8	6.8	7.1	7.2
福井県	2,672	4.4	5.6	6.9	9.3	8.8	8.8	7.1	5.9	7.0	7.1
山梨県	2,673	3.2	4.1	5.8	8.2	6.7	7.5	5.9	6.8	6.1	6.0
長野県	2,579	3.6	4.7	5.7	7.8	7.0	7.2	6.5	6.5	6.7	6.2
岐阜県	2,448	5.1	6.3	8.4	9.6	8.6	8.8	7.0	7.4	7.5	7.6
静岡県	2,821	3.7	5.6	6.9	7.9	7.9	7.1	6.0	6.5	8.1	6.6
愛知県	2,684	3.4	5.0	6.9	8.0	7.9	7.8	7.0	7.2	7.6	6.8
三重県	2,468	4.1	5.5	6.8	7.6	8.2	7.3	6.0	5.5	6.8	6.4
滋賀県	2,682	2.5	4.6	4.9	7.0	6.4	6.2	5.0	5.3	5.0	5.2
京都府	2,891	3.8	4.9	6.8	8.2	8.3	7.6	6.4	6.4	7.8	6.7
大阪府	2,890	3.7	4.6	5.8	7.0	6.8	7.2	7.0	6.3	7.0	6.2
兵庫県	2,834	3.9	5.1	6.9	7.9	7.8	6.5	6.3	7.0	6.8	6.5
奈良県	2,510	4.9	6.6	7.8	9.5	9.3	7.9	6.0	5.9	6.6	7.2
和歌山県	2,636	3.7	4.5	4.4	6.2	7.4	7.5	7.3	6.3	6.1	5.9
鳥取県	2,600	3.2	4.7	4.8	6.4	7.4	6.8	6.7	6.0	7.5	6.0
島根県	2,548	4.3	4.4	5.3	8.3	8.8	7.3	5.6	5.8	6.8	6.3
岡山県	2,583	5.3	6.5	7.0	9.3	9.0	9.3	8.4	7.8	8.1	7.9
広島県	2,595	3.5	5.6	6.9	8.3	8.1	8.1	7.9	6.9	6.9	6.9
山口県	2,538	4.6	4.4	6.0	7.5	7.1	7.5	6.2	6.3	6.6	6.3
徳島県	2,670	4.1	5.9	6.4	7.6	7.0	6.3	5.1	4.9	6.1	5.9
香川県	2,534	4.0	4.6	5.8	7.0	6.9	6.4	5.4	4.2	5.3	5.5
愛媛県	2,586	3.4	5.0	6.6	7.0	7.8	6.9	5.5	5.0	5.6	5.9
高知県	2,659	4.2	6.0	5.8	8.9	7.6	7.4	7.3	7.3	8.7	7.0
福岡県	2,586	4.3	6.3	7.3	8.5	8.7	8.3	7.0	7.5	7.8	7.3
佐賀県	2,604	5.0	6.2	8.1	9.1	9.5	9.0	7.0	7.2	8.0	7.6
長崎県	2,664	4.5	5.0	7.1	8.8	9.0	9.2	7.8	8.6	8.3	7.6
熊本県	2,568	5.9	6.6	8.2	9.9	9.2	8.7	8.4	7.2	8.8	8.1
大分県	2,562	5.6	6.6	7.6	8.4	8.1	8.2	7.5	6.7	7.7	7.4
宮崎県	2,721	4.7	6.3	7.9	8.3	7.6	7.5	6.6	6.2	6.6	6.9
鹿児島県	2,644	7.3	9.0	11.4	12.1	10.1	9.9	9.2	8.5	9.6	9.6
沖縄県	2,999	6.0	6.5	8.2	8.3	8.3	7.2	6.7	6.0	7.2	7.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「食料」である。

2 「2024年10月～2025年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

令和7年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
(ア) 製造業
(イ) 卸売業，小売業
(ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
(エ) 宿泊業，飲食サービス業
(オ) 生活関連サービス業，娯楽業
(カ) 医療，福祉
(キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,486 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和7年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和7年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和7年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和5年度分、令和6年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和7年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和7年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和6年6月分、令和7年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和6年6月分、令和7年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和6年6月分、令和7年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年					
男 女 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	
一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年					
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

(資料注) 第4表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人(82.9%)。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2	
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8	
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1	
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4	
	R 6 年	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R6年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R6年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

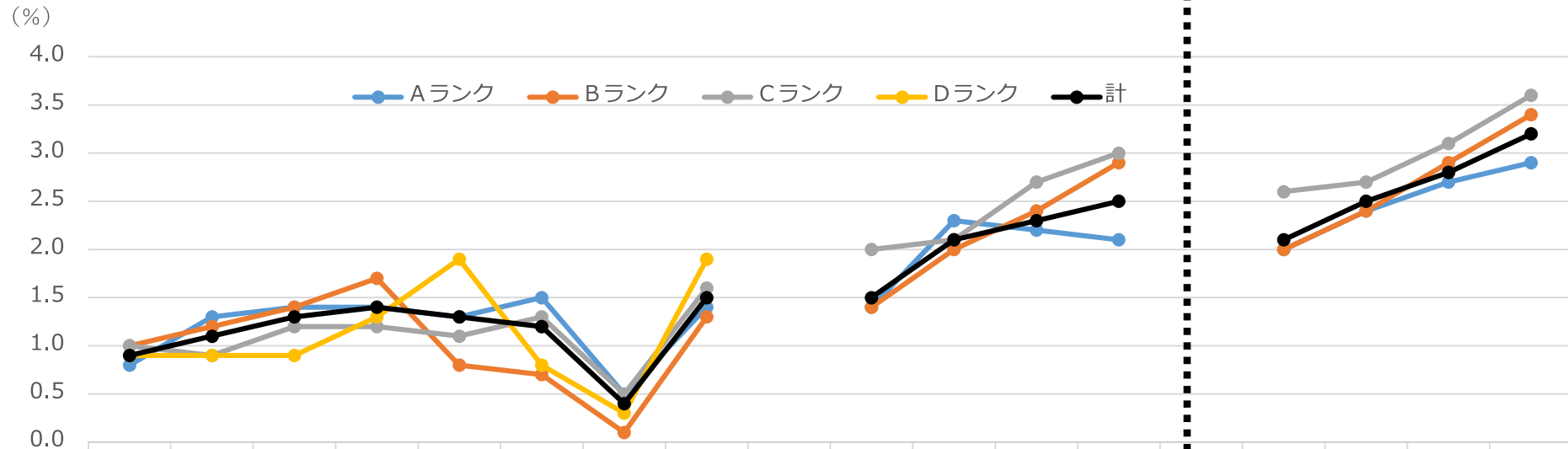
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
 ※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025	2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.4	2.7	2.9
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9	2.0	2.4	2.9	3.4
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0	2.6	2.7	3.1	3.6
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9								
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.3	2.5	2.1	2.5	2.8	3.2

(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」

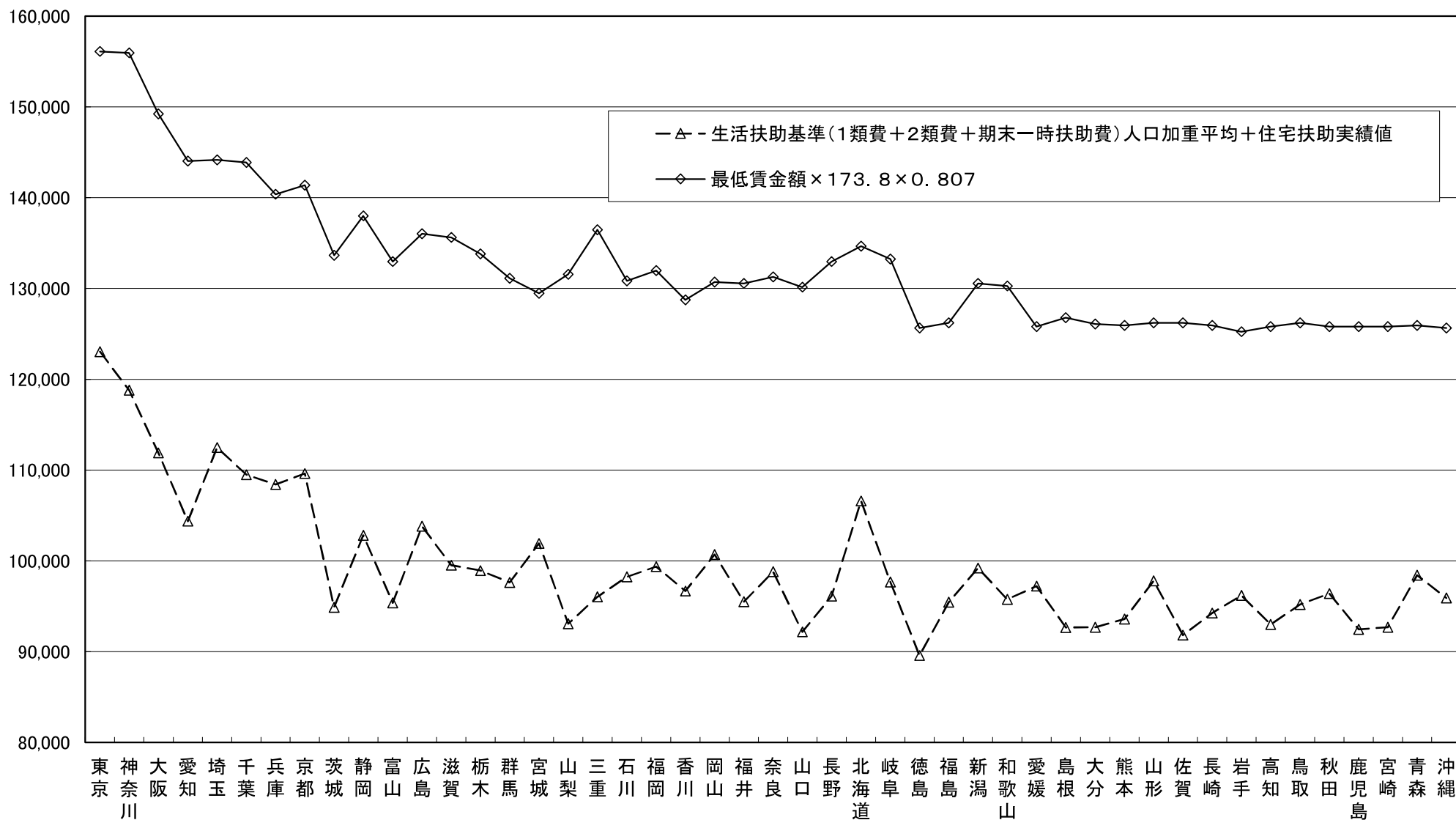
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

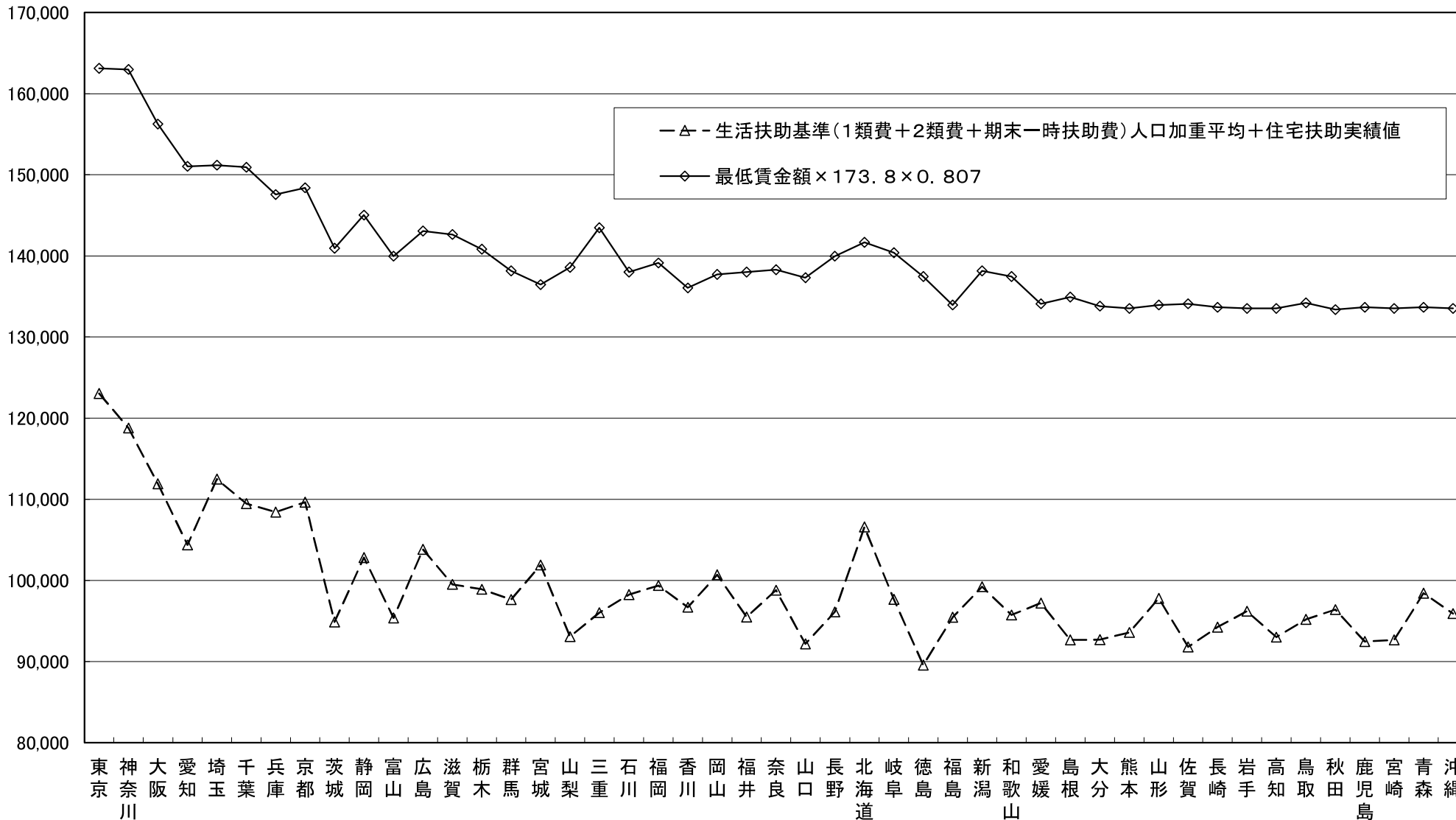
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額 (A)	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京都	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知県	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫県	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

中賃公益見解で計算した生活保護費、最低賃金額の月額換算額と乖離額（令和5年度 島根県）

生活扶助基準(1類費及び2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費)人口加重平均＋住宅扶助(実績値)と最低賃金の比較

生 活 保 護						最低賃金	生活保護と最低賃金との乖離額		
生活扶助 ＋ 住宅扶助 ＝ A	生 活 扶 助 基 準					住宅扶助	最低賃金額 ×173.8 ×0.807 ＝ B	(A - B)	(A - B) ÷173.8 ÷0.807
	計	1類費及び2類費 (18～19歳・単身世帯)		2類費	期末一時扶助費				
				冬季加算(単身)	(単身)				
91,333	72,074	69,152	1,929	993	19,259	126,792	-35,459	-253	

(注) 生活扶助基準については、人口加重平均により生じる小数以下の端数処理を、1類費及び2類費、冬季加算、期末一時扶助費を足し合わせた後で四捨五入することにより行なっているため、上表の計の数字とその内訳を足し合わせた数字が一致しない場合がある。
生活保護と最低賃金の乖離額の時間額換算については、小数点未満四捨五入としている。

2025年7月28日

島根地方最低賃金審議会

会長 藤本 晴久 様



島根県労働組合総連合(しまね労連)

議長 猪俣 邦顕

松江市母衣町 55-2 教育会館 2階

2025年島根県最低賃金の改定にあたっての意見 ～貧困と格差の是正、地域経済再生のためにも最低賃金の引き上げを～

貴職におかれましては労働者のいのちと暮らし、安全・安心の職場づくりに日頃よりご尽力いただき、心より敬意を表します。

さて、2025年最低賃金改定にあたり、抜本的な引上げと全国一律制度の実現を求める意見を下記の通り申し出ます。

2024年地域別最低賃金改定では全国加重平均1,055円(前年比51円・5.1%増)と過去最高となりました。しかし、最賃近傍で働く労働者からは、この改定で時給が引き上がったにもかかわらず「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く、麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。

石破首相は、岸田前首相が「2030年代半ばに1500円」としていたものを2020年代に前倒しして実現するとしました。そして、「賃上げ向上推進5か年計画」を5月22日に示していますが、歴史的な物価高騰が労働者の生活を脅かしており、5年後ではあまりに遅いと言わざるを得ません。直ちに、全国すべての地域の労働者が「せめて1500円以上の時給が得られるようにすること」「最低賃金制度を地域別ではなく全国一律にすること」が私たちの要求です。

日本の最低賃金は、2023年にランク数が4から3へ変更され、地域間格差の是正につながる地域での審議が期待されましたが、昨年の結果は、最高額1,163円、最低額951円で、地域間格差は212円となりました。島根県の最低賃金は962円にとどまり、全国平均(1,055円)を90円以上下回っており、地域間格差の大きさが依然として課題となっています。

若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、時給で1700円～1900円であることが全労連の調査で明らかになりました。加えて、東京や大阪などの大都市だけではなく、全国どこでも同様の賃金がなければ人間らしい生活はできないとの結果です。「地方は物価も安く生活費が少なくすむ」「東京などは生活費が高い」といったイメージがよく語られますが、調査によれば、「都市部では家賃が高い一方、地方では自動車がなければ生活できない」ことから、住居費や交通費など支出を積み上げていくとほぼ同じ生計費が必要という結果です。

これらのことから最低賃金を全国一律制にして格差を解消することと、その水準を直ちに1500円以上、さらには1700円をめざしていくことが必要となっています。

全国的に地方の人口流出が進み、地域社会の維持が危ぶまれています。将来の担い手となる若者が県外都市部へ流出して生産年齢の社会的人口減の要因になり、人手不足による中小企業・小規模事業者の事業継続を困難にさせ、地域経済にも影響を与えかねません。

最低賃金額と人口流出・流入には相関関係があり、最低賃金の格差により、最低賃金が高い都市部へ人口が流出していると言えます。また、最低賃金と都道府県の平均年収にも相関関係があります。最低

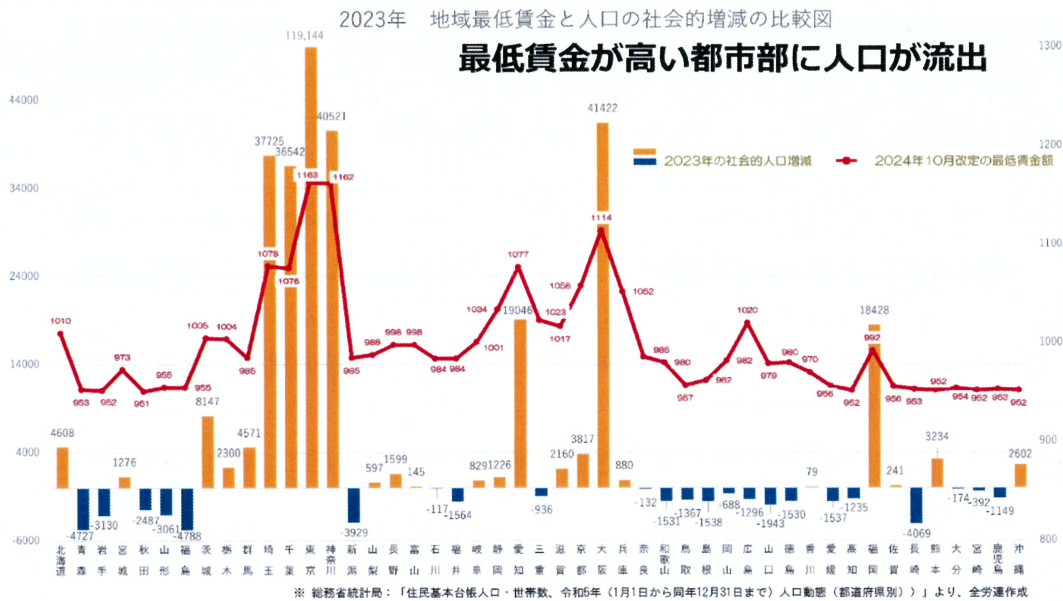
賃金の高い地域は平均年収が高く、低い地域は平均年収も低くなる傾向がわかります。平均年収の高い地域へと人が移動するのは当然といえるのではないのでしょうか

労働者の確保のためにも募集賃金の引上げが必要であることは、労使ともに共有された課題になっていますが、物価高騰分を価格転嫁できずに収益が圧迫されていることで、引上げの困難さを訴えています。政府の責任で、最低賃金の引上げが可能となる中小企業支援策を今すぐ具体的に進めることが求められます。地域の中小・零細企業を支援し、そこで働く労働者の生活改善につながる賃上げを実現すれば、地域循環型経済で地域経済を活性化させることにもつながります。

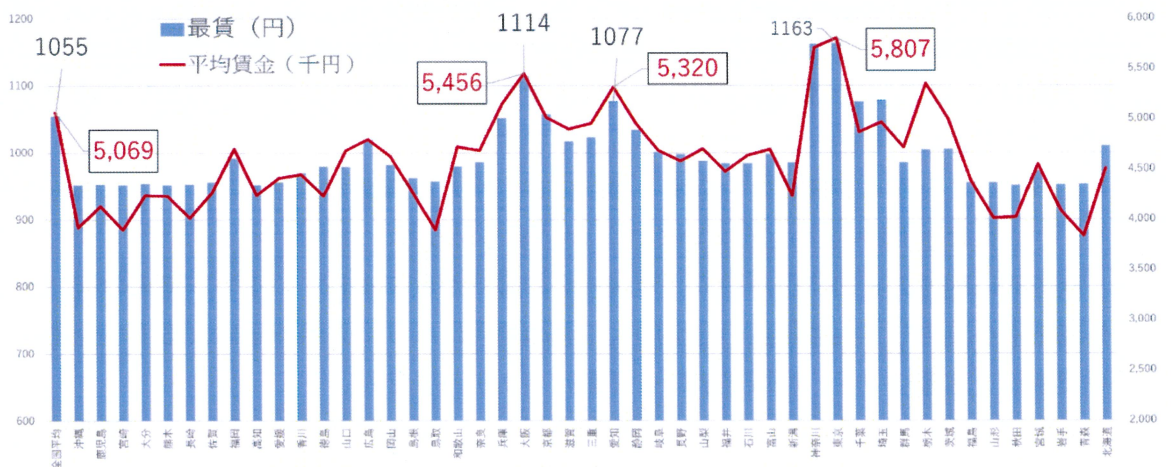
労働基準法第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定しています。中小企業支援策の拡充を実現し、最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくす必要があります。

貴審議会におかれましては、2025年最低賃金改定にあたり、最低賃金を直ちに全国一律1500円以上に改善、そして1700円をめざした審議にご尽力していただくことをお願いいたします。

以上



都道府県別平均賃金（年収）と最低賃金



2023年都道府県別平均賃金（年収）は厚生労働省『令和5年賃金構造基本統計調査』より

最低生計費試算調査の結果

※物価高騰分を加味し再試算した結果。但しさいたま市は2回目の調査結果を掲載（1回目は2016年）。

2025年7月14日現在

調査年	調査地（市）	月額	時給
22年	水戸市	265,572	1,770
	神戸市	243,932	1,626
	青森市	249,534	1,664
	秋田市	253,580	1,691
	盛岡市	258,003	1,720
	山形市	252,566	1,684
	仙台市	260,006	1,733
	福島市	255,344	1,702
	高知市	249,699	1,665
	23年	岐阜市	247,759
京都市		263,121	1,754
24年	札幌市	262,307	1,749
	鹿児島市	268,696	1,791
	長崎市	252,099	1,681
	山口市	252,263	1,682
	福岡市	266,498	1,777
	さいたま市	274,690	1,831
25年	岡山市	273,249	1,822
	名古屋市	270,906	1,806
	大阪市	274,021	1,827
	長野市	282,296	1,882
	新潟市	275,562	1,837
	北区	285,034	1,900
	京都市	284,202	1,895
	静岡市	285,596	1,904

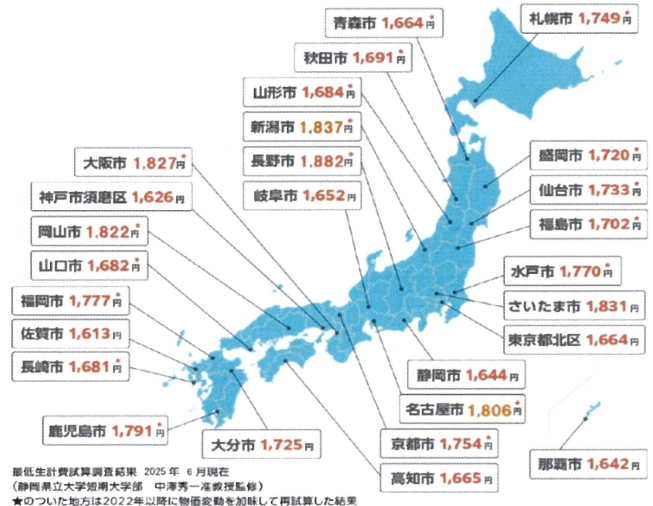
物価高騰とライフスタイル変化で1500円台はなし
 1500円台 なし 1800円台 7市
 1600円台 8市 1900円台 2市・区
 1700円台 8市

マーケットバスケット方式で、「25歳などの若者が借家で独居するのに必要な生計費。月に数回の飲み会やサブスク代なども含めている。人間らしい生活を想定した額。ぎりぎりの生活ではなく、人間らしく生活するのに必要な生計を試算したもの。物価高騰の中で、以前の調査を再試算されている。※月の労働時間は150時間で除して時給を算出している。

監修：静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

最低生計費試算調査結果

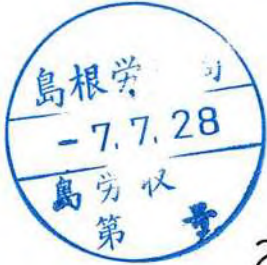
2025年6月現在



2025年7月28日

島根地方最低賃金審議会

会長 藤本晴久 様



島根県自治体労働組合総連合（しまね自治労連）

執行委員長 塩冶隆彦

（松江市母衣町55-2 島根県教育会館2階）

2025年度島根地方最低賃金への意見申出

日頃から労働者の生命と暮らしを守り、安心して働き続けられる職場づくりのために尽力されていることに敬意を表します。

さて、昨年の島根地方最低賃金審議会におかれては、労働者、使用者、公益それぞれの立場にて一昨年以上の特別の努力がなされたことと推察致します。その結果、目安額を8円上回る58円の引き上げで、時給962円とする答申が行われ、一定の改善につながるものと受け止めています。

しかし、その内容は、現状の改善につながるとはいえ、最低賃金法（以下「法」という）に定める「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」との目的には十分沿えないものと言わざるを得ません。

この間の物価高騰は、所得が低い人ほど影響は大きく、県内においても子ども食堂やフードバンクの利用者が急増するなど、生活破壊が進行している実態があります。とりわけ、現行の最低賃金は、地域別であることから地域間格差が生じる一方、生計費には大きな地域差がないことから、労働者の生活と経済に多大な格差が生まれています。また、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊すら招いています。

これらの問題の解決につながる最低賃金制度と時間額引き上げが極めて重要です。

こうしたことを踏まえて、貴会に対して次のとおり意見を申し出ます。

1. 最低賃金の時間額を1,500円とすること。
2. 全国一律の最低賃金制度の創設を求めること。
3. 最低賃金の引き上げのため、中小企業・小規模事業者への直接支援策、例えば、各種社会保険料の減免・軽減措置（公費による負担）や固定資産税の軽減などを求めること。

なお、意見の申し出の理由について、下記の通り補足します。

1. 地方公務員給与と民間賃金の相互作用による生活改善を図る

島根県職員の高卒卒業採用者の初任給は、188,840円。中央審議会が用いる月間労働時間（173.8時間）による時給換算では1,086円、実際の月の勤務時間（7.75時間×21日：単純計算）では1,160円となっています。この間の民間の賃上げ動向や人材確保競争を反映し、久々の大きな引き上げとなったものの、現在の最低賃金の全国加重平均1,055円と比較すると、決して高いとは言えません。更に県内の自治体職員の3～4割、多い自治体では5割を超える職員が、会計年度任用職員（非正規職員）で占められており、その給与は、総務省からのマニュアルに沿って高卒初任給をベースとされていることから、公務における低賃金労働者の増加を招いています。

こうした状態は、1,000円にも満たない最低賃金の影響による県内民間賃金の低さを反映しており、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることは、民間賃金の引き上げとともに、公務の賃金にも相互作用を及ぼし、県内労働者全体の生活改善に寄与するものとなります。

2. 介護職の社会的役割にふさわしい処遇を確保する

介護現場では、慢性的な人員不足から、労働基準法違反状態（長時間労働、休憩がとれない、法定休日が確保されない等々）が蔓延しています。

こうした背景には、介護労働者の賃金水準が全産業労働者平均より月額88,600円も低いこと（令和6（2024）年賃金構造統計基本調査：きまって支給する現金給与額）が反映しており、募集しても正規職員の応募がないために、短時間勤務労働者（パート職員）を多く雇用することで対応せざるを得ない実態があります。

その非正規労働者の時給単価は、常に最低賃金を口実として低い水準に張り付いたままです。しかも、介護保険制度上で地域ごとに賃金水準に差がつけられていることもあり、1時間当たりの賃金額は、CランクではAランクより300円以上も低くなっています（パート労働者【医療・福祉】時給。令和7年賃金改定状況調査結果第4表②）。生活していけない賃金では、パート職員の募集をしても応募者が望めないのが現実です。

介護の職務は、その内容や質、量は全国どこでも同じものが求められており、時間額1,500円を直ちに実現し、全国一律の最低賃金制度を創設することは、その社会的役割にふさわしい処遇を全国的に確保し、安心して仕事を続けることができるようにすることとなり、利用者へのサービス向上にもつながります。

3. 生活保護に係る施策との整合性を図る

「法」では地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定められています。

地方別最低賃金と生活保護との比較は、これまで中央最低賃金審議会において示された方法に基づいて計算されていますが、その計算方法には、実際に受け取れる金額と乖離する様々な問題があります。

- ・生活扶助基準額について

生活保護の級地区分（3区分）の県内人口加重平均額を算出し、その額をもって生活扶助基準額として比較しているが、保護費の最も高い級地区分と比較しなければ、すべての労働者に対して「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にしたことにはならない。

- ・可処分所得について

最低賃金額の月額換算額を算出する際に、法定控除後の可処分所得割合を0.807として、その金額をもって最低賃金額とされている。しかし、生活保護制度では、就労収入の認定に際して就労に伴う必要経費を収入金額から勤労控除されており、その結果、可処分所得割合は、0.616程度となる。生活保護制度に準じた割合とすべき。

- ・月の労働時間について

最低賃金額の月額換算額を算出する際に、最低賃金時間額に、月の法定労働時間数173.8時間（40時間÷7日×365日÷12月）を乗じた金額とされている。しかし、実際の所定労働時間は164時間（令和7年度賃金改定状況調査結果より算出）と短い。実際の労働時間で換算し、比較すべき。

まずは、このような計算方法をめぐる問題を修正した上で「生活保護に係る施策との整合」を判断すべきでありますし、全労連実施の最低生計費試算調査結果では生計費に地域差はほとんどないことから、さらに「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準と改善するには、直ちに時間額1,500円とすることが必要です。

4. 最低賃金の大幅引き上げには、国・自治体による中小零細企業への支援が不可欠

地方においては、若年層の地域外流出が深刻化し、人口減少による様々な問題が発生しています。働き手不足も大きな問題の一つであり、全国一律の最低賃金制度の創設は、若年層流出の一因である賃金の地域間格差を緩和することに大きく寄与します。時間額引き上げと同時に、労使協力して実現に取り組む必要があります。

しかしながら、中小企業・小規模事業者にとって、賃金の引き上げは簡単なことではありません。各事業者の経営努力には限界があります。政策的な支援が不可欠です。島根地方最低賃金審議会の附帯決議では、「社会保険料を企業規模に応じた累進制に変更」することを求めています。制度上、「企業規模」と「保険料」をリンクさせることは現実的だとは思えません。中小企業・小規模事業者への直接支援策として各種社会保険料の減免・軽減措置（公費による負担）や固定資産税の軽減など事業者の負担を軽減する具体的施策が極めて重要と考えます。労使が一致し、強く国・政府に働きかけができる支援策を見いだすべきです。

最低賃金を1,500円に引き上げるとともに、こうした中小企業・小規模事業者への支援の実現と全国一律の最低賃金制度の創設を求めるよう決議されることを求めます。

令和7年7月29日

島根地方最低賃金審議会
会長 藤本晴久様

一般社団法人島根県旅客自動車協会
会長 吉田伸司

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

当協会に所属する73者のタクシー会員の平均保有車両数は10両未満であり、事業者のほとんどが小規模事業者です。

小規模事業者が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

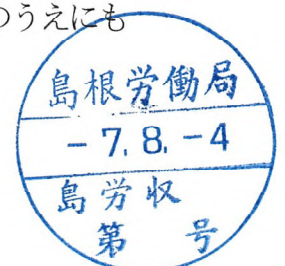
小規模事業者にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である小規模のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会 委員名簿

区分	氏名	現職
公益 代表 表	小田川真一	元株式会社山陰中央新報社専務取締役
	藤本晴久	国立大学法人島根大学法文学部法経学科准教授
	松本洋子	公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所長
労働 者 代 表	石川昌平	U A ゼンゼン 島根県支部長
	景山 誠	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長
	久保田恭佳	一畑電鉄労働組合一畑電鉄支部書記長
使用 者 代 表	金井寿彦	松江商工会議所常務理事
	多野美和	協同組合島根県鐵工会専務理事
	橋本浩一	一般社団法人島根県経営者協会事務局長
備 考	任命年月日	令和7年7月31日
	五十音順	敬称略